

幸田町監査公示第 2 号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、町長等から平成25年度実施分監査指摘事項に対して、措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成26年 7 月 3 日

幸田町監査委員 羽 根 洸 保 博

幸田町監査委員 内 田 等

様式1

監査指摘事項措置状況通知書 (環境経済部 産業振興課)

監査実施日 平成25年5月29日

幸田町監査公示第1号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>・借地の解消・借地料の引き下げについては、今後も引き続き地権者との交渉に努められたい。</p>	<p>更新のたびに、価格の件については依頼をしているが、実際には固定資産税が引き上がっている中で、理解が得られない状況にある。</p> <p>現在、当該地の契約期間は、平成28年3月末日までとなっているため、更新時点で再度依頼する予定。ただし借地解消方針もあるため、買収も視野に入れて、地権者との調整を進めていく。</p>
<p>・無断駐車に係る駐車場使用料に関して、入金があったものだけを入金後に収入調定を行っている。当該使用料については、原因が発生した時点で収入調定がなされるべきである。現状では、入金のないものは収入調定がなされないまま、未収金として扱われることがないため、債権管理上不適切な会計処理と考える。今後適切な収入調定事務に留意されたい。</p>	<p>対象車両所有者の特定が、個人情報との関係で困難なため、相手方不明での収入調定処理をしていないのが現状である。</p> <p>前利用者などで相手方のわかったものについては、その時点での調定するようにする。</p> <p>それ以前に、シルバー人材センターに委託している巡回業務により、違法駐車を防げるよう努めていく。</p> <p>なお、最近では、無断駐車が無くなってきており、巡回パトロール、無断駐車禁止案内板設置等の成果が出てきている。</p>

様式1

監査指摘事項措置状況通知書（建設部 都市計画課）

監査実施日 平成25年 5月29日

幸田町監査公示第1号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>・管理舎の扉の施錠がなされていなかった。管理舎内には自走式大型草刈り機等が格納されており、盗難防止の観点から施錠の徹底管理が必要である。書面による記録を作成し、責任体制の強化を図りたい。</p>	<p>・施錠については、施錠の徹底を指示しました。また、鍵の管理については、受託者のシルバー人材センターより鍵受領一覧の提出を受けチェックをしております。</p>

様式1

監査指摘事項措置状況通知書 (建設部 都市計画課)

監査実施日 平成25年5月29日

幸田町監査公示第1号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>・住宅使用料の滞納について、滞納が常態化している世帯の割合が高く、滞納整理に係る体制の見直し、法的措置を始めとした新たな方策の検討が必要である。</p>	<p>平成26年5月30日現在、深溝住宅で平成25年度分までの家賃を2ヶ月以上滞納している世帯は、4世帯(33.3%)います。</p> <p>今年度から、再任用職員の採用により、滞納者への督促状・催告書の送付による家賃滞納の請求をしています。</p> <p>また、個別に生活状態にあわせた返済計画を作成してもらい、さらに生活改善をすることにより滞納が常習化とならないように指導しています。</p>

様式1

監査指摘事項措置状況通知書 (健康福祉部 福祉課)

監査実施日 平成25年 7月 3日

幸田町監査公示第3号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>・福祉課による内部監査が平成21年7月以降行われていないため、今後は定期的に実施するよう改善されたい。</p>	<p>・平成25年12月19日にH24年度のシルバー人材センター運営補助金に関する監査を実施。 今後は年1回定期的な監査の実施に努める。</p>

様式 1

監査指摘事項措置状況通知書 (教育委員会 生涯学習課)

監査実施日 平成25年 7月 3日

幸田町監査公示第3号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 補助対象事業費として計上されている交際費中に、慶弔費が含まれているため、今後は補助対象外として処理されたい。</li>   <li>• 補助金の精算事務については、補助金額確定後速やかに行い、予算決算会計規則に則った適切な会計処理がなされるよう留意されたい。</li>   <li>• 補助金の精算事務については、補助金額確定後速やかに行い、予算決算会計規則に則った適切な会計処理がなされるよう留意されたい。</li> </ul>	<p>今後、交際費については補助対象外とします。</p> <p>補助金支払日から7日以内に精算事務を行うこととして事務処理をしていたが、今後は、補助金額確定後から7日以内に精算事務を行うように認識を改め、適切な会計処理を行います。</p> <p>補助金支払日から7日以内に精算事務を行うこととして事務処理していたが、今後は、補助金額確定後から7日以内に精算事務を行うように認識を改め、適切な会計処理を行います。</p>

様式1

監査指摘事項措置状況通知書 (教育委員会 学校教育課)

監査実施日 平成25年10月30日

幸田町監査公示第4号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>・借地に関しては、借地料の引き下げについて一定の成果が見受けられた。残りの借地についても、借地の解消及び借地料の引き下げを図るため、引き続き地権者との交渉に努められたい。</p> <p>・理科準備室内薬品庫において、メタノールが飲料用ペットボトルにて保管されていたので、適切な管理方法に改められたい。</p> <p>校舎及び体育館等の施設整備に関しては、今後予測される学区内の生徒数の急増、体育館床面歪みの生徒へ与える影響、借地の解消などを含めた総合的な観点から慎重な検討を加えた上で、計画的に進められたい。</p> <p>・管理当番日誌について、巡回時間や巡回場所など記載漏れ事項が見されたため、必要事項に記載漏れがないよう改善されたい。</p>	<p>今後とも、借地料引き下げ及び買取りによる借地解消に努めます。</p> <p>定例校長会議にて周知し、各校の理科薬品管理担当者へ保管についての徹底の指示を出しました。</p> <p>今年度において、北部地区の児童・生徒数の増加に伴う、学校施設の基本構想を決定し、計画的な整備を進めます。また、併せて北部中学校の借地解消にも取り組みます。</p> <p>定例校長会議にて周知し、各校の管理当番日誌への記入について徹底するよう指示を出しました。</p>

様式1

監査指摘事項措置状況通知書 (住民こども部 こども課)

監査実施日 平成25年11月27日

幸田町監査公示第5号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>・備品管理について、3園いずれにおいても備品台帳と現物の照合作業が行われていたことは評価できるが、「点検記録が残されていない(深溝)」「所在が確認できない備品がある(大草)」など、一部に不適切な部分が見受けられたので改善に努められたい。なお、わしだ保育園にあっては、増築・大規模改修工事完了に合わせて、現存する備品の所在確認、廃棄備品及び新規購入備品の廃棄・登録の事務手続きを遺漏なく行うよう留意されたい。</p>	<p>◎備品台帳と現物との照合については、各園において確認の方法や記録の仕方等がバラバラであったため、平成26年1月8日の園長会にて指摘事項の確認をし、今後の事務の進め方や記録方法など適切に処理するように指導しました。</p>
<p>・個人情報の管理について、個人情報記載されている文書等は、施錠のできる場所で保管するよう改善を図られたい。</p>	<p>◎わしだ保育園において、平成25年度中に施錠できるキャビネットを購入し、個人情報文書等の管理・保管について改善しました。</p>



様式 1

監査指摘事項措置状況通知書 ( 企画部 人事秘書課 )

監査実施日 平成25年11月28日

幸田町監査公示第6号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>・時間外勤務について、人事研修グループ及び情報処理グループといった職員1人当たりの月平均時間数が突出しているグループが見受けられるため、職員の健康管理には十分に留意されたい。また庁内全体の時間外勤務に関しては、グループ制の活用や事務分掌の見直しを図るなど、事務の平準化・時間外勤務の削減に向けた方策を常に模索するよう努められたい。</p>	<p>前月の時間外勤務が60時間を超えた者に対しては、産業医による健康相談の希望調査票を提出させており、更に100時間以上の者と2か月以上連続で80時間を超えた者に対しては、健康相談を義務付けるなどの健康管理を行っている。</p> <p>平成25年度は、大がかりな組織機構改革もあり、例年にないほどの職員の人事異動をしたため、不慣れな業務による時間外勤務の増大につながった部分があったため、26年度の人事異動は少規模なものとした。今後も人事異動によるオールマイティな職員の育成の推進とそれによる各職場への負担のバランスに配慮しつつ、時間外勤務の削減に努めていく。</p> <p>また、時間外勤務手当の予算を人事秘書課が一元管理しているため、各職場における時間外勤務抑制の意識が希薄になっている状況も見受けられる。今後は、各職場に対し、時間外勤務実績の途中経過を今まで以上に情報提供するなど、意識付けを強化していく。</p>

様式 1

監査指摘事項措置状況通知書 (企画部企画政策課)

監査実施日 平成25年11月28日

幸田町監査公示第6号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>時間外勤務について、人事研修グループ及び情報処理グループといった職員1人当たりの月平均時間数が突出しているグループが見受けられるため、職員の健康管理には十分に留意されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・情報処理グループはH24及びH25共に2名体制であるが、H24は1名が主幹のため、時間外勤務対象外であった。H25については異動により、2名とも主任主査であるため、対前年比では時間外勤務は伸びている。</li><li>・庁舎内全てのシステム業務の処理に対して情報処理グループが携わっている。システム休止中の作業が多いため、必然的に時間外勤務となってしまう。業務内容は特殊であり、後継者育成には時間を要するため、人員配置は大きな課題である。</li><li>・H26～27でシステムをパッケージ化する予定であり、その導入により業務は幾らか軽減されると想定される。しかし、他市町のような単独課・多人数体制と違い2名体制では大幅な軽減には繋がらないと考える。</li></ul>

様式1

監査指摘事項措置状況通知書 (総務部 総務課)

監査実施日 平成26年1月21日

幸田町監査公示第7号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<ul style="list-style-type: none"><li>・時間外勤務について、全体的に増加傾向にあるため、職員の健康管理上の観点からも、課内において事務の平準化・時間外勤務の削減に向けた方策を検討するよう努められたい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・時間外勤務の多くは法規事務に起因するものである。今年度以降も、第4次一括法の介護保険法関係、個人識別番号制、子ども・子育て支援法等の関連による条例改正が必要な状況にあり事務量の減少を見込むことはできないが、例規審査における職員間の事務量の均等化を図り、特定職員にかかる負担を軽減することにより時間外勤務の削減を図るとともに職員の健康管理に資する課内体制に移行した。</li></ul>

様式1

監査指摘事項措置状況通知書（総務部 総務課）

監査実施日 平成26年1月21日

幸田町監査公示第7号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>・幸田町地区集会施設整備費補助金について、「幸田町公共施設の管理事務委託に関する要綱」の特例措置を定めた「幸田町公共施設維持事業に係る維持費負担基準の特例に関する要綱」は時限立法で、その効力は平成28年3月31日で失効するものとされている。また、各行政区に管理を委託している公共施設の所管課も複数課にわたるため、公共施設の維持費負担基準のあり方については、早期に内部における検討を進められたい。</p>	<p>・要綱改正の必要性を視野に入れ、各所管課と調整をする。また公共施設については、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化を計画的に行うよう公共施設等総合管理計画の策定が総務省より要請されている（「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」H26.4.22 総務大臣通知、「インフラ長寿命化基本計画」H25.11.29）。このことも踏まえ、将来的な公共施設の在り方も考慮しながら、早期に検討する。</p>

様式1

監査指摘事項措置状況通知書（総務部財政課）

監査実施日 平成26年 1月21日

幸田町監査公示第7号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>・時間外勤務について、全体的に増加傾向にあるため、職員の健康管理上の観点からも、課内において事務の平準化・時間外勤務の削減に向けた方策を検討するよう努められたい。</p> <p>・備品台帳と現物との照合作業については、今後も継続して取り組み、庁舎内の備品管理の適正化に努められたい。</p>	<p>・職員1名減の中、新規事業（庁舎1階ワンストップ、えこたんバス、公会計事務）を実施したため大幅に時間外勤務が増加したが、各職員は削減する意識を持って常日頃から執務にあたり、繁忙期や突発的事項等による時間外勤務についても、グループ内、課内において、事務協力を図り、効率的な事務推進に努めている。</p> <p>・財政課は庁舎内において、数多くの備品を管理している。今後も引き続き、現場（現物）を確認し、備品台帳との照合する作業を進め適正な備品管理に努めていく。</p>

様式1

監査指摘事項措置状況通知書 (総務部税務課)

監査実施日 平成26年1月21日

幸田町監査公示第7号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>時間外勤務について、全体的に増加傾向にあたるため、職員の健康管理上の観点からも、課内において事務の平準化・時間外勤務の削減に向けた方策を検討するよう努められたい。</p>	<p>○町民税グループ 平成25年度の増加要因は、ベテラン職員2人が同時に異動となったため、残った職員に負担となり時間外が増加した。</p> <p>○資産税グループ 平成25年度の増加要因は、償却資産税の担当者が産休のため、その事務処理を他のグループ員全員で行ったこと、また、相見区画整理地内の家屋が多く完成し、その課税事務に時間を要した。</p> <p>○削減に向けた方策 税法改正が今後もあるため、その複雑化した税法改正に対応するため、また、システムのパッケージ化・マイナンバー対応に向け、通常業務以上の時間を要することも想定されるが、マニュアル整備やスケジュール管理の徹底、深夜(午前0時)を超えるような残業はしないことなどにより時間外の削減に努めたい。</p>

様式1

監査指摘事項措置状況通知書 (総務部 防災安全課)

監査実施日 平成26年1月21日

幸田町監査公示第7号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>・時間外勤務について、全体的に増加傾向にあるため、職員の健康管理上の観点からも、課内において事務の平準化・時間外勤務の削減に向けた方策を検討するよう努められたい。</p>	<p>平成26年2月の課内打合せ会において、計画的な事務の執行と健康管理に留意するよう周知した。また、平成26年4月の課内打合せ会において、事務分担について協議を行い、課内における協力体制について再確認をした。</p>

様式1

監査指摘事項措置状況通知書 (住民こども部 こども課)

監査実施日 平成26年1月23日

幸田町監査公示第8号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>・施工計画書・報告書等に関して監理者が確認、監督員が確認しており、手続き上特に問題はない。試験・検査報告書も品質確認が必要とされる工種について整備されている。工程についてもほぼ計画通りである。増築部も予定通り完了している。監理・監督業務について特に問題はないと思われる。しかし、各施工計画書は確認とのことであるが、計画書に記載内容の材料等は承諾しているとの回答を得た。「確認」「承諾」についての用語の使用が分かりにくかった。承諾行為として「使用材料承諾願」の一覧表作成などによる整理が望ましい。また、工事着工時に、提出予定の施工計画書、施工図、検査、試験、報告書等について、各関係者と協議し、一覧の作成などにより漏れの無いよう工夫されたい。リサイクル届出書類が不明再提出とのことであり、今一度再提出書類を点検・整理により確認すること。</p>	<p>◎使用材料承諾願については、分かりにくかったため、別冊に整理し一覧表を作成し書類整理をしました。</p> <p>◎リサイクル届出書類については、各表を整理し、未提出であったD表の確認をしました。</p> <p>◎消火器の設置場所等の周知については、請負業者からすぐに下請業者に徹底をしました。</p>



様式1

監査指摘事項措置状況通知書 (住民こども部 こども課)

監査実施日 平成26年1月23日

幸田町監査公示第8号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>安全衛生管理について、保育園運営中の工事で安全が最重要項目である。工事打合せ会等にて危険因子の排除を徹底されたい。1階内装仕上げ工事中であり、火気使用へのルールの徹底、消火器設置場所の周知（仕上工事の進捗による設置位置の確認等）など関係者全員へ打合せを実施されたい。</p>	
<p>・仮囲いの掲示物（建設業許可標識、労災保険成立票、施工体系図）は掲示されている。建退共制度の適用標識は、現場詰所外部に掲示されている。品質について、特に問題は見当たらなかった。今後は、隠蔽部の記録を確実に残すこと。工程については、問題ないと思われる。既設屋上等保守点検について、関係者と協議されたい。安全については、第三者災害防止のため、動線を重視した安全通路の確保と火災の防止（仕上げ状況により変わる消火器の設置場所を含め）のため、関係者へ遵守事項の周知をされたい。仮囲い撤去に際しては、工事残存物の無いように点検、確認されたい。安全も含め合意事項等の保育園関係者への確実な連絡も必要と思われる。</p>	<p>◎隠蔽部の記録については、写真等で残してあります。</p> <p>◎既設屋上等保守点検については、安価な方法で、維持管理できるよう施工業者と協議していきます。</p> <p>◎定例の打合せの中で、安全については、特に配慮することを関係者に通知するよう指示をしました。</p> <p>◎仮囲撤去にあっては、監理者の立会や定例打合せ会の終了後に工事残存物がないように確認を実施しました。</p> <p>◎保育園関係者への確実な連絡方法も定例打合せで確認し、連絡体制をとりました。</p>

様式1

監査指摘事項措置状況通知書（会計管理者 出納室）

監査実施日 平26年 2月 6日

幸田町監査公示第9号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>・備品管理について、備品台帳と現物との照合作業を行った際には、日付と確認者が分かるように点検記録を残されたい。</p>	<p>照合作業を実施した日付と確認者の点検記録簿を作成しました。</p>

様式 1

監査指摘事項措置状況通知書 (消防本部 庶務課)

監査実施日 平成26年2月6日

幸田町監査公示第9号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<ul style="list-style-type: none"><li>・消防団員公務災害補償金について、診断書に係る経費を文書料として支出しているが、「幸田町消防団員等公務災害補償条例」には明文規定がないため、内部で明文化された運用基準を整備されたい。</li><li>・業務委託について、種々の保守点検業務委託の大部分が単年度契約で締結されている。今後、可能なものは長期継続契約とし、事務の効率化を図られたい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・消防団員等が、幸田町消防団員等公務災害補償条例第1条に基づき、損害補償を受ける場合、必要となる文書料につきましては、消防団運営事業災害補償費(50-10-15-05)から支出する内規を平成26年4月1日から施行し整備を図りました。</li><li>・今年度新たに消防緊急通信指令施設保守点検業務を長期継続に変更し契約を締結しました。今後も契約更新するときは、長期継続契約を念頭に再検討を行い、一層の事務の効率化を図ってまいります。</li></ul>

様式1

監査指摘事項措置状況通知書 (教育委員会 学校教育課)

監査実施日 平成26年2月6日

幸田町監査公示第9号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>・時間外勤務について、前年度と比較して大幅に時間数が増えたグループが見受けられる。職員の健康管理面には十分注意されたい。</p> <p>・小中学校給食費実費徴収金滞納繰越分について、明らかに回収不能と思慮される案件も見受けられるが、私債権であるため不納欠損処分を行うことが実質上困難な状況にある。教育委員会に限らず全庁的な問題として、債権管理に関する統一的なルールの策定が望まれる。</p> <p>・事務室の備品管理について、備品台帳と現物の照合作業を行った実績がないため、今後定期的に実施されたい。また、照合作業を行った際には、日付と確認者が分かるように点検記録を残すことにも留意されたい。</p>	<p>計画的な事務を進め、時間外勤務の削減に努め、健康管理に心掛けます。</p> <p>全庁的な対応が必要と考えるが、個々の滞納者については、文書による通告や電話、訪問等により徴収事務を継続していきます。また経済的に困難な家庭に対しては、学校と連携を深め、就学援助制度を周知することで滞納を未然に防ぐよう努めていきます。</p> <p>事務室の備品照合を作業実施しており、今後、点検日付・確認者押印等記載の備品点検簿を作成します。</p>

様式1

監査指摘事項措置状況通知書 (教育委員会 生涯学習課)

監査実施日 平成26年 2月 6日

幸田町監査公示第9号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>・時間外勤務について、前年度と比較して大幅に時間数が増えたグループが見受けられる。職員の健康管理面には十分注意されたい。</p> <p>・体育施設・遊具保守点検業務について、契約事務の遅延が見受けられた。次年度以降は、契約事務に遺漏のないように留意し、適切な保守点検が実施されるよう努められたい。</p> <p>・備品管理について、中央公民館を除いた所管施設において、備品台帳と現物の照合作業を行った実績がないため、順次実施されたい。また、照合作業を行った際には、日付と確認者が分かるように点検記録を残すことに留意するとともに、備品点数が多数に上ることから、施設ごとに一覧表を作成することが望ましい。</p>	<p>健康管理には十分注意し、時間外勤務が一人に集中しないように分担するなどの配慮をします。</p> <p>課内、グループ内で話し合いを行い、連続した休暇が取れる体制を整えます。</p> <p>今後、不備の無いよう契約一覧表を作成し、他契約についても漏れの無い確実な締結事務に努めます。また、一覧表を担当者の事務引継ぎに組み込むことにより、担当者間の引継ぎ漏れを防止します。なお、今年度は体育施設・遊具保守点検業務を含めた契約全てを4月1日で締結完了しました。</p> <p>所管の施設や備品の数が多いため、できる範囲で順次実施していきます。平成25年度は弓道場の照合作業を実施しました。平成26年度はさくら会館を計画しています。</p>

様式1

監査指摘事項措置状況通知書 (建設部 都市計画課)

監査実施日 平成26年2月27日

幸田町監査公示第10号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>・安全教育・訓練等の実施について、業者から監督員に対して現場における口頭報告がなされているのみで、書面による報告が工事完了時にまとめて提出されるとのことであった。施工計画書には「安全教育・訓練等の実施についてその内容を記録し、監督員に提出するものとする。」とされているため、実施の都度、監督員に対して書面による報告がなされるよう、指導・改善されたい。</p>	<p>安全教育・訓練につきましては、「施工計画書に毎月1回以上実施し、その内容を記録し、監督員に提出するものとする。」とされています。書面による報告につきましては、完了関係書類とともに提出をされました。今後は施工計画書に基づき書類を提出するよう指導します。</p> <p>なお、工事現場必携 P.207 では提出不要となっています。</p>
<p>・工事の目的である「施設の長寿命化」「居住者の快適性の向上」という点については、アンケート調査等による効果の検証も必要と考える。</p>	<p>外壁外断熱化等工事にて断熱化を実施したことにより、住環境の快適性が向上したかを、収入報告の際に入居者に対し効果の検証をしています。また、今後も早期修繕等をして施設の長寿命化に努めていきたい。</p>